

朝来市こども園等利用調整基準

【利用調整の手順・取り扱いについて】

- 1 父母各々の「基準指数」と、該当する「調整指数」の合計数(選考指数という。)の高い世帯の児童から優先順位を決定します。保護者の状況が複数該当する場合は、最も高い事由を採用します。
- 2 ひとり親世帯については、当該ひとり親の点数と10点との合計数を基準指数とします。
- 3 父母がいない場合は、主として保育に携わる者で基準指数を算出します。また、主として保育に携わる者が1人である場合には、当該保育に携わる者と10点との合計数を選考指数とします。
- 4 利用基準表の就労(学)時間は、休息时间を含むものとします。
- 5 父母の基準指数を足して2で除した数に調整指数を加算した数を選考指数とする。

①基準指数	+	②調整指数	=	選考指数(①+②)
-------	---	-------	---	-----------

利用基準表		園児氏名	保護者氏名	父	母		
番号	類型	保護者の状況			基準指数		
		細 目			父	母	
1	就労 (内定者含む) ・ 就学	外勤	月160時間以上		10		
			月140時間以上160時間未満		9		
			月120時間以上140時間未満		8		
		自営	月100時間以上120時間未満		7		
			月80時間以上100時間未満		6		
			月60時間以上80時間未満		5		
		就学(通学)	月48時間以上60時間未満		4		
			内職等	月120時間以上		6	
				月80時間以上120時間未満		5	
月48時間以上80時間未満		4					
2	妊娠・ 出産	妊娠・出産	切迫早産等要安静の場合		10		
			産前8週(多胎の場合14週)産後8週の属する月初開始から月末終了までの場合		8		
3	疾病	疾病・負傷	入院	病気等により入院もしくは入院見込みの場合	10		
			居宅内療養	常時寝たきり等の状態にある場合		10	
				精神疾患により保育に著しく支障をきたす場合		7	
				常時安静を要する等の状態にある場合		7	
				週3日程度通院加療を要する等の場合		4	
	障害	心身障害	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A 所持者		10		
			身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B1 所持者		6		
身体障害者手帳4～6級、療育手帳B2 所持者			4				
4	看護・介護	親族の 看護・介護	入院や病状等が重度(寝たきり、重症心身障害児(者)、要介護4以上)の親族の場合		9		
			病状等が中度(要介護3等)の親族の場合		7		
			病状等が軽度(要介護2以下等)の親族の場合		5		
		通院等	通院(所)している親族の付添いに常時あたっている場合		4		
5	災害	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている場合			10		
6	求職活動等	求職又は起業の準備のために外出することを常態としている場合			2		
7	虐待・DV	虐待・DVにより、特に保育が必要と認める状態にある場合			※		
8	その他	上記のほか、市長が特別に必要と認める場合(死亡・離別・行方不明・拘禁等)			※		

「※」については、当該世帯等の状況により別途判断する。

①点数

調整指数表

	番号	条件	調整指数	
1	福祉的配慮	虐待やDVのおそれがある場合	6	
2		園児が母又は父のみに養育されているひとり親の世帯(同居の者がいない)の場合	6	
3		両親の死亡、離別及び行方不明等により、父母がいない場合	2	
4		利用を希望する園児が障害を有する場合	3	
5		保護者が重度の障害で、特に身体的、能力的に養育が困難であると認められる場合	3	
6		生活保護世帯	1	
7		生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合	1	
8	養育環境配慮	保護者が育児(産後)休業取得により一度退園し、育児(産後)休業明けに同じ園等を再び希望	6	
9		継続して施設を利用する場合	3	
10		希望する同一の保育施設等に兄弟姉妹が入所している場合	1	
11		転居・転入による入所希望	1	
12	その他	父又は母が市内認可保育施設に勤務する又は勤務予定の保育士、保育教諭の場合	5	
13		産休・育休期間満了後に入所希望	3	
14		親族等の協力者なし	1	
15	減点	期限後の申込み	△10	
16		保育料未納者(未納が6ヶ月以上あり、かつ、納付の相談が無い又は納付約束を履行しない)	△10	
17		利用基準1～5、7、8に該当しない近隣在住の70歳未満の祖父母がある場合	△3	
18		市外に住民登録がある場合(ただし、市内に居住している場合又は市内に転入予定の場合を除く。)	△2	
			②点数	

- ・各月の申込締め切り後、欠員(空き)がある施設について利用調整を行います。
- ・利用調整の対象となるのは、希望された施設のみです。
- ・利用希望施設に欠員がない場合は、利用調整を行いません。
- ・利用希望施設に欠員がある場合でも、申込数が欠員を上回るときは、施設を利用できないことがあります。
- ・希望月に利用できなかった場合、申込は希望月が属する年度末まで有効となります。
- ・先着順、抽選ではありません。